

一般社団法人日本体力医学会
日本体力医学会理事会内規－支部設立のための指針

平成 5 年 5 月 21 日総務委員会

平成 5 年 7 月 16 日改訂

平成 5 年 9 月 14 日理事会承認

平成 5 年 9 月 14 日制定

1. 目的：日本体力医学会定款第 3 条の支部を、日本体力医学会のなかにどのように位置付けるかを明確にする。

2. 支部とは：

本学会は設立の当初より学会大会を国民体育大会の開催都道府県で開いてきた。これは定款第 5 条（4）項の体力医学の普及啓蒙の目的遂行に大きな力となってきた。国体終了後上記目的遂行のため開催県に本学会の支部が設置されることは好ましいと考えられる。支部の構成員は当然学術能力を基盤として目的を遂行するのであるから、日本体力医学会会員に限られるべきである。

3. 支部設立の具体的指針：

イ. 目的：体力医学の振興並びに、普及、啓蒙（定款第 5 条（4）項）

ロ. 会員：日本体力医学会正会員、名誉会員で構成する。

ハ. 支部に対する日本体力医学会からの予算措置は行わない。

ニ. 研究成果の発表は支部が所属する地方会で行うことを原則とする。

ホ. 機関誌「体力科学」への記事の掲載：支部が目的遂行のために独自に学術集会（例会）を行った場合、その講演抄録は体力科学に掲載しない。支部の活動報告等の記事は投稿できる。

4. 地方会とは：

地方会は地域がある程度の学術人口を有していることを前提として承認されてきた。これは第 5 条（1）項の学術講演会の役割を分掌する。